

『外資 100%による有限責任会社 (LLC) 設立について』
日本貿易振興機構 (ジェトロ)

調査時点 2010 年 2 月 10 日

外国投資法に基づき、外国投資家が持分の 100%を保有する有限責任会社 (Limited Liability Company ; LLC) を設立することは可能とされている。

もともと、会社法第 157 条により、有限責任会社には最低 2 人の出資者が必要とされているため、単独の外国投資家が持分のすべてを保有する有限責任会社を設立すること自体は認められていない。しかしながら、外国投資家が、自己と同一のグループに所属している自然人または法人を有限責任会社の出資者とすることによって、単独の外国投資家が持分のすべてを保有する有限責任会社を設立する場合と実質的に同様の効果をもたらすことができると考えられる。なお、上記のとおり、有限責任会社の出資者は 2 人以上であることが必要とされる場所、出資者候補者として 2 人以上を確保することができない場合には、外国投資家は、有限責任会社ではなく、支店を開設することにより、サウジアラビア (以下「サウジ」という) において事業を行うことが考えられる。

なお、外国投資家は、外資参入禁止業種 (ネガティブ・リスト) (以下「ネガティブ・リスト」という) に掲載される事業 (詳細は、日本貿易振興機構 (ジェトロ) のウェブサイト [『外資参入禁止業種 \(ネガティブ・リスト\)』](#) 参照) については、その事業体 (有限責任会社、株式会社 (Joint Stock Company ; JSC) 、支店等) の形態を問わず、これを営むことができない。

また、例えば、有限責任会社は、原則として、銀行業その他の金融業、証券業、または保険業を行うことができないとされている等、有限責任会社の形態では原則として行えない事業も存在する。また、例えば、卸売流通業と小売流通業については、外国投資家による出資比率の上限が 75%とされている等、有限責任会社が行おうとする事業の種類によっては、外国投資家による出資比率の制限が存在する。このような出資比率の制限がある事業を行おうとする場合には、有限責任会社の資本構成にサウジ資本を導入すること、サウジ資本と外国投資家の資本の出資割合を検討する必要があることに留意が必要である。

(詳細は、ジェトロのウェブサイト [『外国投資家が現地法人や支店を設立する場合の最低資本金額と出資比率について』](#) 参照)

また、外国投資家により持分の 100%が保有される有限責任会社を設立する場合に、当該有限責任会社の出資者となる外国投資家が、当該有限責任会社の行う事業に応じて定められている最低資本金額の要件を満たすよう対応する必要があることに留意が必要である（詳細は、ジェトロのウェブサイト『[外国投資家が現地法人や支店を設立する場合の最低資本金額と出資比率について](#)』参照）。仮に、当該外国投資家のみにより最低資本金額の要件を満たすことが困難である場合には、サウジ資本を導入することを検討することが考えられる。

【関連法規・制度名】

[会社法](#)

[外資参入禁止業種（ネガティブ・リスト）](#)

【関連 URL】

Kingdom of Saudi Arabia Supreme Economic Council（サウジアラビア最高経済評議会）

<http://www.sec.gov.sa/Home.aspx?lang=en-US>

Saudi Arabian General Investment Authority ; SAGIA（サウジアラビア総合投資院）

<http://sagia.gov.sa/>

※本資料は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の委託を受けた西村あさひ法律事務所が、ジェトロの事前承諾の下、サウジアラビア所在の法律事務所の協力を得て作成したものです（法令等のアラビア語版による原典は参照しておりません。本資料に含まれる情報は仮訳の部分を含みます）。本資料は、2010年2月10日までに収集した情報のみに基づいております。従って、本資料に含まれる情報について、最新性・正確性・完全性が担保されていない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※本資料は、ジェトロまたは西村あさひ法律事務所による法的意見・見解・助言等を示すものではありませんので、本資料のみに依拠せず、別途専門家から助言を受けてください。